

管理職・秘書の深夜割増廃止法案

【労働基準法の改正】

<立法の背景・趣旨>

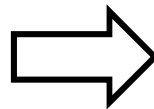
現行の労働基準法では、管理職及び秘書について、労働時間等の規定は適用除外とされているにもかかわらず、深夜の割増賃金の規定は適用されている。
→ 管理職及び秘書の職務と責任に鑑み、これらの者について深夜の割増賃金の規定も適用除外とする必要がある。

監督又は管理の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者について、深夜の割増賃金の規定（※）を適用しないこととする。

現 行

管理職及び秘書

労働基準法の規定	適用
労働時間	なし
休憩	なし
休日	なし
深夜の割増賃金	<u>あり</u>



改 正 法

管理職及び秘書

労働基準法の規定	適用
労働時間	なし
休憩	なし
休日	なし
深夜の割増賃金	<u>なし</u>

※労働者に深夜労働（原則として午後 10 時から午前 5 時まで）をさせた場合には、使用者は 2 割 5 分以上の割増賃金を支払わなければならないとする規定